

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県

2 構造改革特別区域の名称

食と農の担い手づくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

埼玉県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 埼玉県は、県西部の鶴ヶ島市に、優れた農業後継者の育成、並びに農業に従事している青年、農村地域の指導者等の研修を行うため、農業大学校（別添資料1）を設置している。

(2) 埼玉県では、川越市、鶴ヶ島市、日高市にまたがる、首都圏中央連絡自動車道「圏央鶴ヶ島インターチェンジ」周辺地域において、「むさしの研究の郷構想」（別添資料2）を推進しており、この構想の実現に向けた具体的な方策の一つとして、農業大学校区域に「食と健康」をテーマとした中核的機能を整備する先導プロジェクトの検討をすすめている。この先導プロジェクト（別添資料3）の一翼を担う農業大学校においては、その役割の1つとして、食と農の担い手づくりの推進を図ることが期待されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 近年、県内の農業法人や、食料及び農業の関連企業等の求人においては、即戦力となり得る人材を求めており、農業生産や食料に関する知識と技術を身につけた埼玉県農業大学校の卒業生は、有効な人材と考えられている。一方、同校では、農業法人や関連産業等への就農・就職を志す学生も多く、学生の目的や希望に合った就農・就職を支援していく必要が生じている。

(2) しかし、農業大学校は、農業改良助長法において、農業後継者や農業の担い手を養成するための農業者研修教育施設として位置付けられており、職業安定法における、無料職業紹介事業の実施主体として認められていないため、積極的な人材斡旋ができない状況にある。

(3) このため、埼玉県農業大学校において無料職業紹介を行おうとするものである。

(4) 併せて、平成15年3月に、埼玉県農業大学校条例の全部改正を行い、平成16年

度から農業及びその関連産業の担い手を養成していくことを明確に位置付けたところである。

- (5) これらの取組により、就農及び農業関連産業への就職が促進され、農業及びその関連産業の担い手の確保・育成及び雇用の促進に資することが期待される。
- (6) さらに、この構造改革特別区域の導入により、「食と農の担い手づくり」の分野における構造改革を進めることが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

この構造改革特別区域の導入により、食と農に関する知識を有する優れた人材を育成し、これらの貴重な人材を農業や関連産業へ円滑に供給するとともに、県民の食と農への理解を深めるなど、食と農の担い手づくりの充実を図るものとする。

このために、埼玉県農業大学校において、生産から消費までの一貫教育及び食に関するカリキュラムを導入し、教育内容を充実強化するなど、農業及び食料の担い手を養成するための教育施設として再編・拡充するとともに、農業大学校長が学生に対して職業紹介を行うこととする。これらの取組を通じて本県の農業及びその関連産業の担い手の確保・育成及び雇用の促進を図り、地域経済の活性化に資する。

さらに、本県での取組がモデルとなって、全国42都道府県に設置されている農業大学校において同様の取組がなされ、規制の特例措置の効果が全国的に波及することで、「食と農の担い手づくり」分野における構造改革の推進に資する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本構造改革特別区域計画に基づき、農業大学校において、無料職業紹介事業、担い手養成事業、県民学習事業を実施していくものとする。これらの事業が総合的に実施されることにより、食と農の担い手の育成・確保が図られることが期待される。

(1) 食と農に関する専門性を有する人材の育成

農業大学校の教育内容を充実強化することにより、農業大学校の学生を食と農に関する高度な専門性を有する人材として育成ができる。

(2) 農業及び食に関連する産業等への人材供給

農業大学校の学生を食と農に関する専門性を有する人材として育成するとともに、農業大学校において学生等に対する無料職業紹介事業を実施することにより、本県の農業及び食に関連する産業等への円滑な人材供給が図られる。

具体的には、これらの事業の実施を通じて、農業大学校における学生の就職率（卒業時に就職を希望する者のうち、就職先が決定した者の割合〔過去3年間では60.7%〕）が向上し、就職先が未決定の者の割合が減少することにより、農業大学校卒業生の雇用が促進されるとともに、農業及び食に関連する産業等における人材の確保に資する。

また、農業大学校の学生の入学生（平成15年度は47名を予定〔定員75名〕）が増加することにより、将来の本県の農業及び食に関連する産業等の担い手の確保が図られる。

(3) 農業及び食に関連する産業等の振興

農業大学校から本県の農業及び食の関連産業等に対して優れた人材を円滑に供給することにより、本県の農業及び食に関連する産業等の振興が図られる。

(4) 食と農に関する県民の理解の促進

農業大学校において農業と食料に関する研修学習事業を実施することにより、県民の食と農に関する理解が促進される。

8 特定事業の名称

農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農業大学校における担い手養成事業

農業及び食料に係る基本技術を習得するための基本技術科を設置し、生産から消費までの一貫教育及び食に関する教育を実施する。

また、基本技術科の卒業者等を対象として、より高度な農業と食の教育を実施する。

(2) 農業大学校における県民学習事業

一般県民の幅広いニーズに応えるため、農業と食に関する県民講座や小中学生向けの食農教育を実施する。

別紙

1 特定事業の名称

905 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

埼玉県農業大学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受け、厚生労働大臣に無料職業紹介事業の実施を届け出た日

4 特定事業の内容

埼玉県農業大学校長が、同校の学生（養成部門に限る。）及び同校を卒業した者（養成部門に限る。）に対し、就農又は就職先として、農家、農業生産法人、及び農業関連産業への職業紹介を実施する。

無料職業紹介のサポート体制については、新たに進路指導担当者を設置し、求人情報等の整備を行う。

職業紹介の対象となる就農又は就職先は、むさしの研究の郷構想対象地域（川越市、鶴ヶ島市、日高市の一部）を含む、主として埼玉県内に所在する農家、農業生産法人及び農業関連産業とする。

職業紹介の実施期間は、農業研修教育施設の長による無料職業紹介事業に係る規制の特例措置が適用される日以降、埼玉県農業大学校長が必要と認める期間とする。

5 当該規制の特例措置の内容

（１）規制の特例措置の必要性

ア 農業関係労働力の需要供給調整の必要性

埼玉県における新規就農者は、平成14年度で146人（新規学卒者89人、Uターン者50人、新規参入者7人）であり、近年、Uターン者、新規参入者を中心に増加傾向にあるものの、依然、「埼玉県農業振興ビジョン」による毎年215人の新規就農者の確保目標に到達していない状況にある。

また、埼玉県農業大学校の卒業生の進路は、平成15年度の卒業予定者45人中、就農が19人、研修後就農が2人、就職就農が8人、就職が12人となっており、農業を進路とする者が約64%、農業関連産業などへ就職する者を含めると、約92%が進路を決定しているが、現下の厳しい雇用情勢などから、100%には至っていない。

さらに、農業大学校周辺は、むさしの研究の郷構想対象地域となっており、当該地域で将来的に集積が進むと見込まれる「食と健康」などに関連する産業に対して、優れた人材を供給していく必要性が高まるものと考えられている。

以上のことから、埼玉県内は、農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要動向に照らして、その需要供給の円滑な調整を図ることが必要な地域に該当すると認められる。

なお、埼玉県農業大学校長は、主として埼玉県内に所在する農家、農業生産法人及び農業関連産業を対象として職業紹介を実施することとしており、県内の農業及び農業に関連する産業に係る労働力の需要供給の円滑な調整に重要な役割を果たすこととなることから、構造改革特別区域の範囲は、埼玉県の全域とする。

イ 農業大学校の農業改良助長法上の位置づけ

埼玉県農業大学校条例に基づき設置された埼玉県農業大学校は、優れた農業後継者及び農村地域の指導者を養成し、並びに農業に従事している青年、農村地域の指導者の研修を行うことを目的としており、農業改良助長法第14条第1項第5号の事業の遂行のために設置された農業者研修教育施設に該当する。

ウ 農業大学校の入学資格

埼玉県農業大学校の養成部門に入学することができる者は、埼玉県農業大学校条例第4条第1項により、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有するものと認めた者と定められている。

(2) 構造改革特別区域計画認定後の手続き

本構造改革特別区域計画が内閣総理大臣から認定を受けた後、埼玉県農業大学校長は、速やかに、厚生労働大臣に対し、無料職業紹介事業の実施の届け出を行うものとする。